

論 説

軍事ファシズム体制下、山村社会の危機 と山村経済

田 村 安 興

はじめに

一、山村生活と商品生産

1、農村恐慌と商品生産

2、山村食糧問題と生産基盤

二、山村型和紙と小経営の分解

三、山村における商品流通と農村恐慌

四、農村恐慌救済策と満州分村

1、農村恐慌救済策と山村支配の再編

2、満州分村と山村社会の危機

まとめ

(注)

はじめに

近年における日本近代史研究の中心テーマの一つとなっているのは後退期地主制である。森武磨氏の論文以来、多数の若手研究者の間から次々と優れた業績が輩出しており¹⁾、この時期の研究が進みつつある。

また戦前の研究以来地主制を基軸とした地帯区分がされ、類型化が行なわれ研究が進められている。すなわち東北型、近畿型、あるいは養蚕型という地帯区分である²⁾。そして今日においても一般にこの地帯区分は踏襲されている。しかし一地域の中においても、大きな差異の存する地帯に分かれている事は周知の通りである。その差異は我国の風土、農業、耕地条件から平場型、山村型

と区別するのが適當であろう。一地域内の差異は従来の地帯区分では例外的現象として取扱われ問題とされなかった。しかし戦前期農政の帰結としての皇國農村確立＝満州分村政策の矛先が真先に向けられたのは、地帯としての東北型でも養蚕型でもなく、それぞれの地帯における山村であった。従ってこの時期の研究を進める上で山村型の位置づけを明確にする事が必要であるが、個別研究さえも遅れている。

本稿の対象とする十和村は後述するように高知県山村の一つの典型である。十和村は昭和32年（1957年）合併以前は十川村、昭和村の二村から成り、昭和村は昭和3年（1928年）以前は西上山村と称されていた。いずれも山林面積が90%を超す。本稿ではこの地域における戦前期の農林産物生産と流通を検討する。高知県平場地域の農業はこの時期すでに稻作から園芸野菜に転換しつつあった。一方日本農業のルーツでもある山村では、河川、山林、切畑を含む畠地、狹少な水田において多様な農林水産物とその加工品を生産し商品化してきた。農村恐慌は、耕地が少なく、かつ商品化の進んだ山村にはより鋭い衝撃を与えた。また恐慌後、戦時食糧増産政策の下では、山村の住民は「過剰人口」とされ、強権的分村政策が断行された。戦後高度経済成長の過程においては、山村の過疎化が急速に進んだ。高知県は全国有数の農家人口減少県もある。山村ではダム建設、石灰石採掘のための山林買収等が進み、山村の生産基盤は崩壊の危機にある。今日における山村のスクラップ化政策は戦前期農山村政策から一貫したものであった。山村経済の内発的発展の道は閉ざされてしまったのか。本稿はその反論の試みでもある。

一、山村生活と商品生産

1. 農村恐慌と商品生産

高知県の和紙生産高は既に明治20年代、山口県を抜いて全国一となった。また高知県産出額中に占める和紙の割合も1910年代では15%強であり、米に次いで第2位であった。1930年代初期繭に抜かれたが、1930年代後半には再び2位

となり県産出額中に占める割合も15%前後の水準を維持している。この数字からも明らかな様に和紙産業は戦前期、押しも押されもない代表的地場産業であった。

高知県では藩政時代から手漉和紙生産が、山村農家の副業として興り、藩はこれを専売制の下に置いた。十和村を中心とする北幡地方は藩政時代上山・下山地方と称され、仁淀川下流域と並ぶ手漉和紙の一大産地であった。表1は十川村古城部落など3部落における手漉和紙製造戸数の推移である。各部落の戸数は100戸強でほとんど変わっていない。少なくとも1910年代までは村の過半の農家が和紙を製造していた事になる。しかし農村恐慌は在来産業である手漉和紙に深刻な影響を与え、製造農家も激減している。

表1 主要製紙業集落における製紙業者数

各年次	集落別	古城	地吉	小野	典 捷
1850年 嘉永3年		88	—	—	(林忠男家文書)
1910年代大正中期		50	60	40	(古老からの聞きとりによる推定)
1942年 昭和17年		21	22	37	(南商店文書)

我が国独占資本はこの時期農村を基盤として成立した。製紙業は内部に三層の構造をもっていた。すなわち洋紙独占、機械制和紙、そして農家副業として営まれる手漉和紙である。和紙業界の分解は、同じ消費手段生産部門である綿絹2部門にも匹敵するものであった。この時期における製紙業界の構造と手漉和紙の位置を概観しておこう。

第一次世界大戦を期に欧米各国の間隙をぬって我が国の洋紙輸出は激増した。洋紙業界の世界的地位も上昇したが、業界全体が好況の波に潤った期間は数年と続かず、その後は数回にわたる不況の波に見舞われた。王子、富士、樺太工業など大手各社は大戦中に経営の基礎を固め、経営難や倒産に陥った中小製紙資本を集中した。これら大手3社は昭和初期合併して王子製紙を設立したが、その生産額は我が国洋紙生産額の80%を超える独占企業となった。王子製

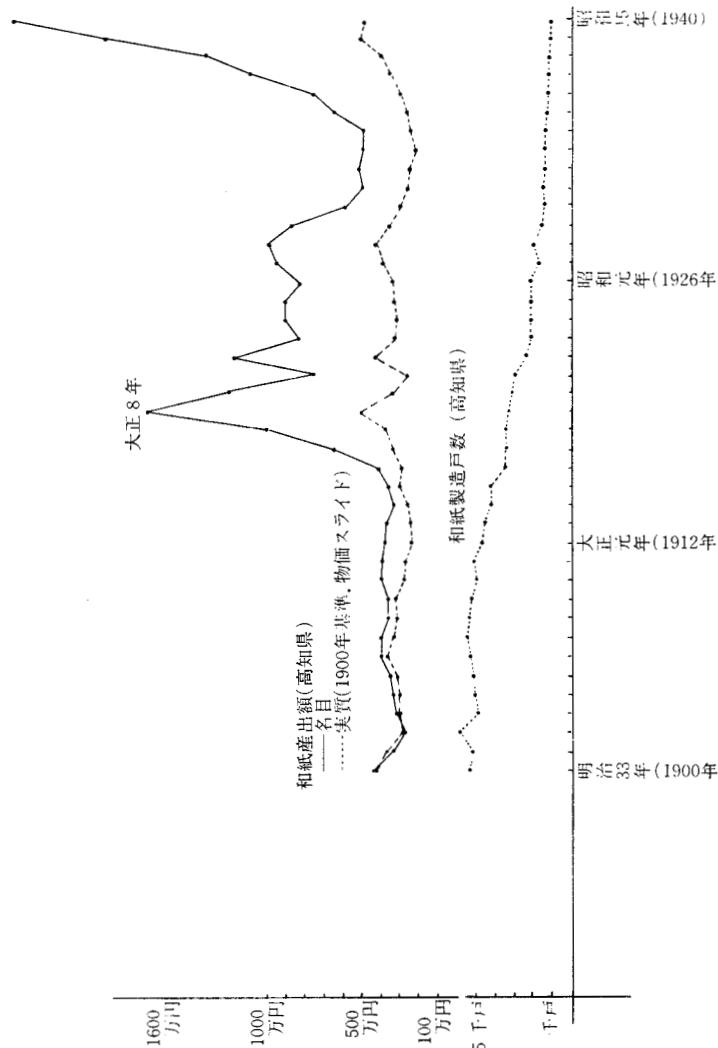
紙は国策の名の下に、原料パルプと安価な労働力を求めて植民地（樺太、朝鮮、台湾、さらに満洲）へと進出したのである³⁾。

高知県和紙業界は後述する様に、全国に先んじてマニュファクチャ、機械制和紙の段階へと進んだ。主として輸出用品（薄葉紙）を主力商品としていた高知県機械制和紙業界は、恐慌からの打撃も大きかったが、県内大手製紙会社は1930年代前半には経営をたて直し、戦時体制下にはふたたび好況局面を迎えた⁴⁾。この時期、機械制和紙によって生産された薄葉紙は航空機用資材、弾薬包装用紙、救命胴衣など軍需用及びその周辺資材として用いられ需要が増大した。さらに“満洲国”樹立以降は格好の市場として輸出が増加した。

これに対して手漉和紙業界は恐慌期には無論のこと、一般経済の不況が回復する時期にも沈滞が続き、戦時体制下わずかに市場拡大の恩恵に浴したにすぎなかった。図1は高知県における和紙製造戸数、生産額の推移を示している。機械制和紙の経営も製造戸数中に含まれるが、経営者の数としてはごく一にぎりであるため手漉和紙業者の推移を示していると見てさしつかえない。同図によると、手漉和紙製造戸数は明治後期にはまだ5千戸台を維持していたが、大正後期には2千戸台に、さらに昭和初期には千戸台の水準となっており、昭和10年代にも製造戸数の増加はみられない。手漉和紙に多くを依存してきた山村にとって、農村恐慌は山村全体を揺がせるものであった。十川村の場合を紹介しよう。

1917年（大正6年）十川村事務報告書によってこの時期における村内産業を見ると「本村の重要物産トシテハ仙花紙（泉貨紙とも書く—引用者）ヲ以テ最トシ、其産額四千三百六十七丸（1丸は2,400枚）価格五万式千四百円、粗仙花四百八十四丸、価格三千三百円、前年ニ比シ仙花紙千三百丸、粗仙花五十丸、価格ニ於テ式万余円ヲ增加シ、其他木炭、蕨粉、椎茸、松縄等記録ヲ破ルノ暴騰ヲナシタルニ依リ近年稀有ノ外資輸入ヲナシタリ……」とある。しかしこの年をピークとして、十川村最大の商品生産物である和紙産出額は漸減する。1929年（昭和4年）年々減少する和紙生産に関して、同報告書では次の様に記述されている。「本村ノ工業トシテ第一ニ占ムルハ仙花紙ナリ、近時一般

図1 高知県和紙製造戸数と産出額



高知県統計書}にもとづき作成
土佐紙業一班 (S 6) }

財界不振ト共ニ需要者減少シ売行振ハズ、故ニ産額ハ著シク減退シ、殊ニ原料ハ年々不足ヲ生ジ、他村ヨリ購入スルモ高値ニシテ製紙家ノ利スル処無シ」

統計を用いて1910年代から30年代における商品生産の推移を見よう。限られた統計ではあるが表2は、この時期の十川村、西上山村（昭和村）主要商品生産物の生産量、額を示している。その特徴点を列挙すると、1両村とも多様な農林水産物を商品化している。2その中でも1910年代の中心は和紙である。3しかし1930年代には両村とも和紙の比重は低下し、代って木炭、養蚕が上位になっている。4十川村は昭和村に比して和紙への依存度が強い。

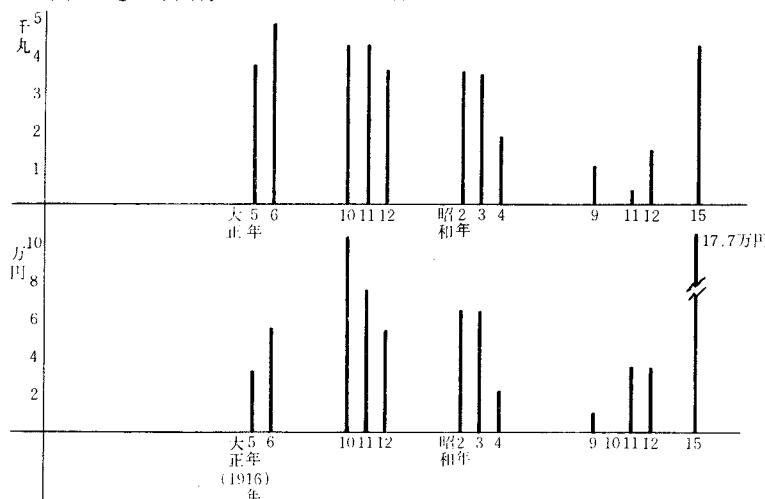
表2 商品生産物生産高（額）

		西上山村(昭和村)		十川村	
		生産高	生産額	生産高	生産額
1917年(大正6年)	和紙	894九	18,340円	4,851九	55,700円
	養蚕	1,224貫	7,260円	—	—
	楮	10,370貫	6,222円	—	—
	木炭	4,731俵	4,640円	—	—
	三桠	9,430貫	3,772円	—	—
	しいたけ	507貫	2,414円	—	—
	松煙	958俵	1,350円	—	—
1937年(昭和12年)	木炭	213,444貫	49,017円	185,400貫	37,044円
	養蚕	6,259貫	30,428円	7,473貫	37,265円
	和紙	830九	15,400円	1,432九	34,049円
	アユ	5,500貫	16,500円	—	—
	三桠	—	—	—	10,000円
しいたけ、まつたけ		—	—	—	2,320円

両村事務報告書より

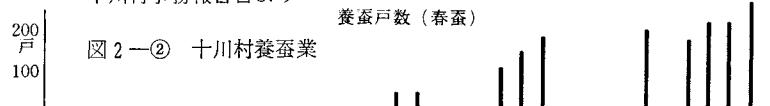
次に和紙、木炭、養蚕の三大商品生産物を十川村に関して示したものが、図2—①②③である。同図によれば和紙生産が後退した昭和初期（1920年代後半から30年代初頭）木炭、養蚕が急速に増加している。この背景には、農村恐慌下すべての農林水産物価格が下落する中で、いちじるしく需要が減少した和紙に代って、少しでも所得の上昇につながる商品生産物を求めようとする農民の

図2-① 十川村和紙産出量・産出額

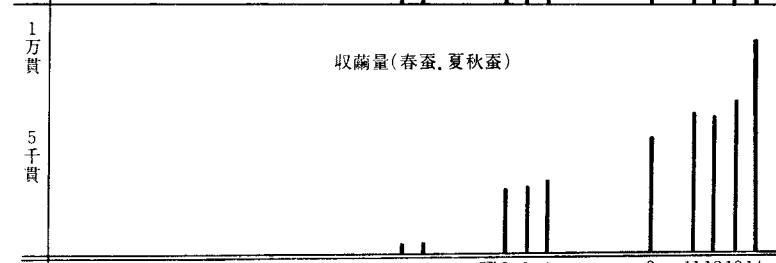


十川村事務報告書より

養蚕戸数(春蚕)

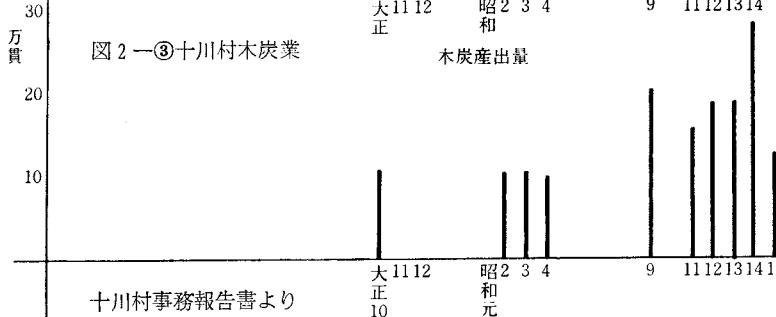


収穫量(春蚕、夏秋蚕)



十川村事務報告書より

木炭産出量



十川村事務報告書より

苦惱を察する事ができる。全国的にはこれ以降、桑園の改廃が進み、養蚕業は衰退に向う。この様な時期に養蚕を開始しなければならなかった点に、同地方における農村恐慌の深刻さを示している。和紙への依存度の強かった十川村では、主力商品生産物の転換をより急速に進めねばならなかつた。

同村周辺では労働市場も限られている。宇和島市、窪川町に紡績、製糸工場があつたが通勤できる様な距離ではない。いかだ流し、営林署の山林労働、道路補修等の土木労働くらいである。次節で検討するが、米麦も村内で自給できないほど耕地狹少な同村にあっては、村の産業の柱となる様な安定的な商品生産を確立する事が不可欠であった。しかし、戦後恐慌から昭和恐慌へと続く農村恐慌は、県議会でも「麦1升がバット1個にしかならない⁵⁾」と言われたほど農工間価格差（いわゆるシェール）を拡大させ、山村経済を疲弊させた。

2. 山村食糧問題と生産基盤

高知県農村は耕地狹少である。表3には郡別経営面積別農家数を示している。全国のそれと比較した特徴は5反未満農家が多いことである。郡別では、

表3 郡別、経営面積別農家数（1938年—昭和13年）（%）

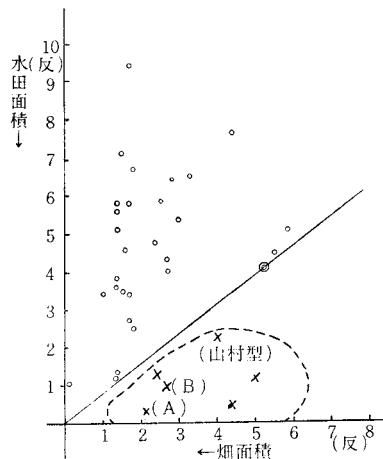
経営面積 都別	5反未満	5反～ 1町	1町～ 2町	2町～ 3町	3町～	合計
高 知	31.9	23.9	30.3	12.1	1.9	100%
安 芸	51.5	35.8	11.7	1.0	0.1	100%
香 美	37.9	34.0	25.0	2.7	0.4	100%
長 岡	39.7	31.1	25.0	3.9	0.3	100%
土 佐	33.7	32.0	27.7	5.5	1.0	100%
吾 川	37.8	28.2	25.6	5.0	2.1	100%
高 岡	40.7	27.1	25.2	4.8	2.2	100%
幡 多	55.1	24.3	17.7	2.4	0.5	100%
県 計	44.1	29.2	22.1	3.6	1.0	100%
全国45府県	33.9	33.8	25.1	5.6	1.7	100%

注) 高知県統計書より、全国は1940年。

安芸、幡多の辺境において5反未満層が多くなっている。すでに述べた様に高知県農村の地帯類型は、平場型、山村型の二類型がある。郡別統計では両者が含まれるため町村別に地帯類型を確認しよう。表4-①②③は3郡内町村を農家1戸当平均面積別に表示したものである。右下段に集中した村は山村型である。紙幅の都合で省略したが、他の4郡も同様の傾向である。いずれも水田面積が極端に少なく、畑で水田不足を補なっている。3郡の中でも幡多郡の山村の場合、水田・畑とも少なく、耕地に依拠する余地が多くの事を示している。なお、山村型以外の町村の中でも、水田面積の少ない町村があるが、これは都市、漁村である。表4-①のA・Bが本稿での分析対象である十川村、昭和村である。両村の土地条件を検討しよう。

表4-5は十川村の自小作別面積である。水田84.2%、畑75.5%が自作地である。これを部落別に見ると大きなバラつきがある。水田では大野、川口、畑では戸川、地吉、大野において小作地率が高い。しかし一般に自作地率がきわめ

表4-① 幡多郡内町村の農家1戸当面積（1938年）



注) • 1938年高知県統計書より

- 水田、畠面積は民有有租地、×は山村型
- ◎は県平均、Aは十川村、Bは昭和村

表4-② 高岡郡内町内の農家1戸当面積（1938年）

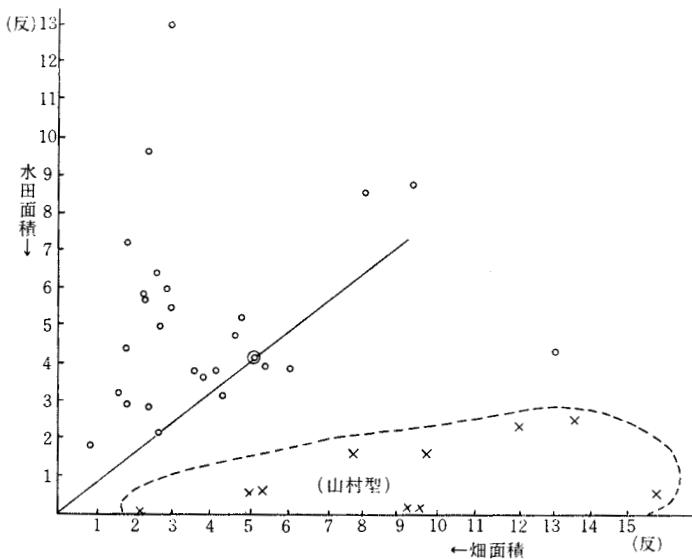
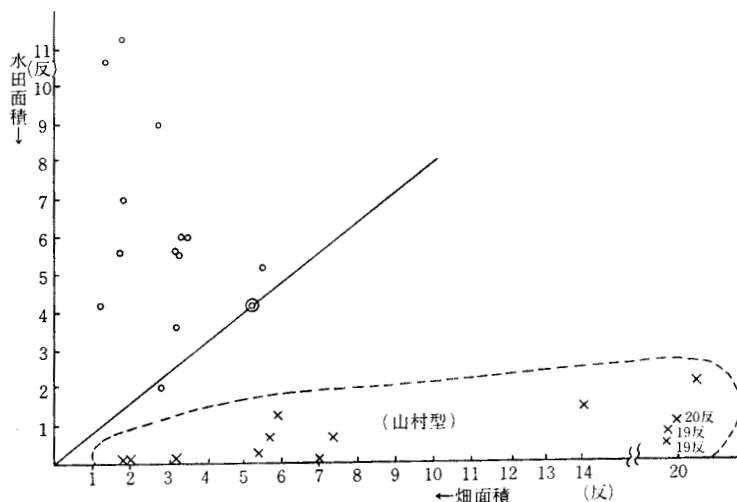


表4-③ 吾川郡内町村の農家1戸当面積（1938年）



表一5 十川村自小作別耕地面積（1941年）

	水田			畠		
	自作	小作	計	自作	小作	計
大野	8.9 ^市	4.3 ^市	13.2 ^市	21.1 ^市	8.4 ^市	29.5 ^市
戸川	10.8	1.1	11.9	26.6	21.4	48.1
鳥	11.1	1.5	12.6	31.9	2.3	34.3
地吉	12.5	1.5	14.0	25.1	11.1	36.2
川口	3.1	2.1	5.3	14.0	2.1	16.1
広瀬	4.3	0.3	4.7	10.9	0.5	11.4
井崎	10.2	0.4	10.6	14.8	0.6	15.4
合計	61.2	11.4	72.7	144.7	46.9	191.7
	84.2%	15.7%	100%	75.5%	24.5%	100%
小作のうち村外	—	0.7 ^市	0.7 ^市	—	21.2 ^市	21.2 ^市

十川村役場資料より

て高い地域と言えよう。大規模山林地主も検出しえない。地主制の展開はきわめて弱い。この事は、同地域では地主制の展開を許さないほど耕地が狭隘であり、耕地は最低限の必要生活手段としての性格を強く持っている事を示している。

表6は西上山村、十川村の一戸当平均所有面積である。特徴点は、第1に、両村とも全国平均を下回る高知県の水準からさらに大幅に少ない水田面積である。圧倒的多数の農家は自給用飯米農家であり、米販売（供出）農家はごくわずかしかない事を裏付けている。第2に、西上山村の1戸当水田面積は十川村を上まわっている。これは大井川地区にのみまとまった水田が存在したためであり、その他の部落は十川村と同様に水田面積は極めて狭少である。第3に、

表一6 農家1戸当所有面積
(1917年)

	田	畠	山林
西上山村	2.1 ^反	16.1 ^反	82.2 ^反
十川村	1.5	24.6	62.3
高知県	4.6	10.8	62.1

高知県統計書より

注) 畑には普通畠以外も含む。

畠面積は県平均を上回っている。普通畠の他に切畠（焼畠）があり、地目の上では山林に含まれる。切畠における農耕は耕作される点で原始的焼畠農耕とは異なる段階の山村農法である。高知県における切畠は昭和初期においてもまだ広汎に行なわれたと言われている。ここでは数年に1回のロー

表7 自給用農産物生産高

	大正6年(1917年)				昭和12年(1937年)			
	西上山村	十川村	幡多郡	高知県	西上山村	十川村	高知県	農家一戸当
生産高	農家一戸当	生産高	農家一戸当	農家一戸当	生産高	農家一戸当	生産高	農家一戸当
米	1,636 石	3.0 石	925 石	1.6 石	6.4 石	8.2 石	2,133 石	3.5 石
麦	1,120 石	2.1 石	819 石	1.6 石	2.1 石	2.0 石	962 石	1.6 石
とうもろこし	1,420 石	2.6 石	736 石	1.3 石	0.4 石	0.07 石	630 石	1.0 石
かんしょ	98,338 市石	182.1 市石	—	—	550 市石	43 市石	99,600 市石	164.0 市石
							44,250 市石	79.3 市石

両村事務報告書、高知県統計書より

テーションで焼畑を行なって地力を維持し、雑穀、とうもろこし、いも類という自給用農産物の他、製紙原料等の商品生産物を生産した。第4に山林面積がほぼ県平均かやや多い事である。四万十川中流域は広葉樹林が多い。また幡多郡は高知県の中でも共有林が非常に多い地域である。(幡多郡には高知県の全共有林面積の80.2%が集中している。—1928年)これらの事が山村の住民をして、山林から生活手段、商品生産物を獲得させる事を可能とした。

表7は両村の主要な自給用農産物生産高を示している。その特徴は第1に県平均と比べて農家1戸当生産高が多い品目はかんしょ、とうもろこしである。第2に麦はほぼ同じ水準か、やや下回っている。第3に米は非常に低い水準である。第4は1930年代は1910年代と比べて米の生産高はやや向上しているものの、やはり非常に低い水準にとどまっている。これらの事から戦前期十和村の農民は、主食に占める米の割合は非常に少なく、麦、とうもろこし、かんしょ、雑穀類の消費が非常に多いという食生活を営んでいた事が判る。

現十和村小野地区の古老からの聞きとりによって、当時の食生活表が作成されている。表8である。同表によると、白米の割合は10%程度であり、麦、とうもろこし、かんしょが主食であったと見てよい。また大都市にお

表8 戦前期の食生活

	早朝	朝～昼	昼～夕
時刻	5時30分	10時00分	2時00分
名称	朝食 (アサメシ)	昼食 (ヒルメシ)	小食 (コジヤ)
内容	白米10% 麦または、とうもろこし(キビ)90% 甘じょもなべた。 米のあるもの米は売って金にし雑穀を主食としてたべた。	朝食と同じ	朝食と同じ
配合率			

夕	夜	備考
6時00分 ～7時00分	11時00分	彼岸～彼岸の夏場は、5食し、冬場は2時のコジヤをぬいで4食とした。ヤショクは夜の仕事が済んでからたべた。
夕食 (ユーハン)	夜食 (ヤショク)	
朝食と同じ	朝食と同じものをたべる時もあり、また甘じょや焼きび(トウモロコシ)をたべたこともある。	(その他大正8年以前には) バイル(ユリ科の食物)くだいて水にさらして粉末にしお茶でねってたべる。 ホゼ(マンジュシゲの球根)くだいて川にさらして粉末にしてたべる。 くずの根、ワラビ根をくだいて川水にさらして澱粉にして食用として用いる。

十川村古城、吉良氏作成資料

いては大正期から昭和初期日本型食生活が確立したと言われる⁶⁾。戦前期高知県の山村では今日の様な主食、副食の区別はなかったと思われる。しかし山村の農民の食生活は非常に多様であり、山河で採収、捕獲、栽培した多くの農林水産物を自ら加工して食用する豊かなものであった。米の消費の多少によって食生活の豊かさを論じてはならない。

ただし全国の農村と同様、両村においても1910年代以降出生率は上昇する。15才未満の人口は生産年令人口の約50%を占める様になる。耕地の少ない山村にあって、急激に増加する人口を養う事が山村における最大の課題の1つであった事は言うまでもない。

二、山村型和紙⁷⁾と小経営の分解

和紙業は洋紙業に対する相対的地位を低下させつつ、産地の分化と生産者の

分解を進めていた。和紙生産地の中でも明治維新以降高知県は生産額を最も伸長させただけでなく、手工業からマニュファクチャ、さらに機械制へと移行した数少ない地域であった。手工業からマニュファクチャへの移行は、伊野町、土佐市、高知市など平場地域において1880年代中ば以降行なわれた。従業員10人以上常時雇用する工場は1883年（明治16年）には1か所にすぎなかったが1887年（同20年）には9か所、1892年（同25年）には13か所、1897年（同30年）には24か所と増加した。明治後期には蒸気力、つづいて電力を動力とする、電力叩解器、室内乾燥器、丸網式抄紙機が導入され、機械制和紙業へと移行した。これらマニュファクチャから機械制への移行は主として都市に於て展開され、それ故平場型和紙と言われる。平場型和紙への移行は手漉和紙の両極分解によって成しとげられず、大部分商人資本の工場主への転化というコースをとった。商人資本の転化によって生まれた工場主は、手漉和紙業者に対する問屋制支配をも存続させていた。

機械制和紙が平場に成立したのに対して、手工業そのままの手漉和紙は広く山村に存続した。山村での製紙業は藩政期からの技術が基本的には受けつがれていた。すなわち一槽が多くても二槽の抄槽を用い、各製紙工程はいずれも簡単な手製の道具を使って製紙する手工業であった。山村型製紙業の中でも十和村周辺の製紙業地帯は、高知県の他の地域における手漉和紙とはやや異なる技術的特徴を有していた。中でも原料の相違である。藩政時代楮を原料とする製紙が一般的であったが明治10年代以降栽培に適した静岡種三桠みつまきが導入された。製紙原料としての三桠は、カセイソーダとともに煮熟するとほとんど純白となるため、図写用紙、證券などにも用途が拡大するなど市場適応性を有していた。以後三桠原料が手漉和紙においても主流となった。しかし十和村を中心とする地域の製紙業は楮をほとんど唯一の原料とする製紙業が第二次世界大戦後も続けられた。生産手段、労働力編成、技術体系も変る事がなかった。楮100%を原料とする製紙は丈夫ではあるが黄褐色を帶び、毛筆には適しているものの印刷用紙、ペン字には不適であった。同地域では新しい需要に適応する事をせず、むしろ伝統的な技術を守る方向をとった。山村型和紙の中でも、技術的

には最も保守的な地域の一つと言えよう。

何故同地域において旧い技術に固執して手漉和紙経営が遅くまで温存され、かつマニュファクチャから機械制への芽も見いだし得なかったのか。次の一様な要因をあげる事ができよう。第一に生産者が技術的改良の成果を自らの経営に受け入れ、かつ富を蓄積する事を許さないほど商人資本の支配が強力であったこと。第二に楮を主要な原料とした、この地域で生産される泉貨紙はふるくから市場で高い評価を受けており、また泉貨紙は機械化、大量生産には適していないかった。この事が手漉和紙経営を温存させ、機械化、大量生産が容易な三桠、雁皮、パルプ等を原料とするマニュ、機械制へ移行する事をさまたげたこと。第三に、平場型和紙の地帯は機械制和紙のための豊かな原料供給地を後背地として持っていたのに対して、十和村周辺地域は三桠、雁皮などの有力な原料供給地をもたなかつたこと。これらの事が同地域で手漉和紙経営が広く残存した要因であろう。

西上山村統計書には同村の手漉和紙に関して次の様に記されている。1927年（昭和2年）同村製紙業者64戸、従業者男83人女111人、合計194人、1戸当約3人である。主な抄き手は女子の場合が多くたが、夫婦と両親、作業によっては子供も動員され、一家総働ラキで作業が行なわれた。この年の生産量は630丸、生産額13,230円となっている。最も基本的な生産手段である抄槽の数は、製紙戸数と同数の64となっている。また機械抄は零である。

1942年（昭和17年）十川村紙問屋南梅次商店と取引を行なつた生産者の、地域別、販売額別構成を表9に示している。同表からは層として上向している生産者を検出する事ができない。販売額1,000円以下の層が90%以上である。生産費は約50%といわれており、手取りは500円以下という事になる。当時の物価水準を考慮しても和紙だけに依存するには零細な規模であろう。ただし最下層の経営にあっても雇いもせず、雇われもせずという自立した小経営であった。生産者は下層に集中するが、ここから直ちにプロレタリア化できない点が山村の疲弊の深刻さを示すものであった。その点ではV範疇が未だ確立していない零細規模の小経営が、大きな層をなして山村に集中したといえよう。

表9 製紙業者集落別販売額（昭和17年）

		製紙業者集落別販売額						合計
村別	販売額	500円以下	500~1,000円	1,000~1,500円	1,500~2,000円	2,000~3,000円	3,000円以上	
昭和村 河内	1人	5人	2人	0人	0人	0人	0人	8人
タ 細々	4	0	0	0	0	0	0	4
タ 小野	20	14	3	0	0	0	0	37
昭和村 計	25	19	5	0	0	0	0	49
十川村 大野	6	4	0	0	0	0	0	10
戸川	3	1	0	0	0	0	0	4
鳥	14	5	1	0	1	0	0	21
地吉	14	7	1	0	0	0	0	22
川口	8	2	1	0	0	0	0	11
広瀬	2	1	0	1	0	0	0	4
井崎	4	0	0	0	0	0	0	4
十川村 計	51	20	3	1	1	0	0	76
江川崎村	47	15	5	1	0	1	0	69
合 計	123人	54人	13人	2人	1人	1人	1人	194人
構成比	63.4%	27.8%	6.7%	1.0%	0.5%	0.5%	0.5%	100%

南商店帳簿による

昭和村小野地区のW氏は詳細な、農家所得、支出の記録を残している。表10がそれを整理したものである。W家は戦前区長をつとめた、同村においては中層以上の農家である。W氏は養蚕業を1925年（昭和元年）より始めた。すでに頭打ちが明白となった和紙からの転換をはかったものである。しかし農村恐慌は養蚕業に鋭い打撃を与え、養蚕所得は伸びなかった。農外所得は大部分いかだ流しの労賃である。これは男子による臨時の労働であるが、昭和初期にはその所得は無視できない割合を占めていた。しかし昭和10年代に入って農外所得も少なくなる。当然の事ながら農家所得は低下した。1925年（昭和元年）実質所得の水準を100とすると、1929年（同4年）47、1932年（同7年）には41と最低になる。1930年代後半も、1925年（昭和元年）の水準を回復せず60～80の水準にとどまっている。農村恐慌は、山村に長期的、継続的な余波を与え、山村農家に蓄積する余地を与えたかった。

次に村税賦課額を手がかりにし、同村の階層分解の特徴を検討したい。表11

表10 W家の農家所得

	農外所得構成比	農業所得構成比				借入金	農家所得	
		製紙業	養蚕業	農林漁業所得	その他の農業所得			
昭和11年	20%	75%	5%	—%	80%	445	1,075	100
2	27	63	10	—	73	720	813	80
3	37	42	21	—	63		632	67
4	44	21	35	—	56	660	471	47
5	(71)	—	(29)	—	(29)	630	(240)	(29)
6	26	54	20	—	74		463	67
7	14	53	33	—	86		310	41
8	21	43	36	—	79		385	44
9	22	53	25	0.1	78		504	56
10	11	55	34	0.3	89		468	51
11	5	60	34	1	94		504	53
12	9	70	21	0	91		675	58
13	22	46	32	0.3	78		786	64
14	4	54	42	0.4	96		1,187	88
15	3	67	28	2	97		1,037	68

注) *W家家計簿より作成

*W家の世帯員は10人、うち家内労働者4人

*昭和5年は製紙業の記録が不明

*その他の農業所得の内容

(肥育牛、あゆ、しいたけ、わらびこ、鶏、鶏卵)

*農外所得の内容

いかだ賃金(2人)プラス、戸数割税調査費(年間6円—7円)

*実質所得は昭和1年を100として物価スライドした。

表11 十川村税賦課額別構成比

年次 村税 賦課額	1923 年	1926 年	1928 年	1931 年	1934 年	1942 年
10円未満	40.9	53.8	55.6	73.6	77.3	98.5
10~50 ⁽¹⁾	57.8	45.1	43.3	25.7	21.9	0.8
50~300 ⁽¹⁾	1.0	0.7	0.9	0.6	0.6	0.6
300 ⁽¹⁾ 以上	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0

十川村役場資料より

では村税賦課額を階層別に整理した。戦前期村税は賦課税という形式をとり、課税方法は役場職員、部落有力者による見立割税であり、多分に前近代的側面をもっていた。しかし相対的な税収を比較する事は可能である。同表の村税賦課額者別構成比の内、1942年時の数字は税政改正後であり一応除外して考えても、10円以下層の一貫した増加、10円から50円の中間層の一貫した減少、そして50円から300円の多額納税者、300円以上の超多額納税者も減少という傾向を示している。村税賦課額者の構成変化からも、農村恐慌期における同村の階層分解、すなわち全層低落という実態を知る事ができよう。

最後に土地所有の側面から、同村における階層分解を検討しよう。鳥部落（現古城部落）における田畠所有・経営別面積を表12に示している。同表から以下の事が言えよう。1. 水田では5反未満、畑では1町未満の経営が大半である。2. 全階層ともほぼ所有と経営は一致している。3. 水田、畑とも1反

表12-① 所有・経営別面積（水田）
—鳥部落—（単位戸）

10~15 _戸					
5~10				18	
2~5			39	2	1
1~2		12	1	1	
0~1	4	3	1	2	
所有 経営	0~1 _戸	1~2	2~5	5~10	10~15

表12—② 所有・経営別面積（畠）
一鳥部落一（単位戸）

10~15					1
5~10				2	
2~5			22		
1~2		16			
0~1	34	7	2		
所有 経営	0~1	1~2	2~5	5~10	10~15

十川村役場資料より（1941年）

未層所有者による借地が最も多い。これは最下層による自給食糧を確保するための借地である。4. これに対して水田2反以上所有者は所有と経営は完全に一致している。これらの事は同村における土地所有の特徴を示すものである。すなわち狭隘な耕地は自給生活手段を生産する事にのみ向けられ、その事によって所有の下限が規定されて大土地所有の形成を妨げた。それ故山村社会における階層区分を土地所有によって行なう場合は、自給生活手段に限定して行なわなければならない。しかしその中層でも県、あるいは全国水準と比較すると最下層の水準である事は言うまでもない。

三、山村における商品流通と農村恐慌

本節では同村における経済的指導層であった商人資本と、彼らを担い手とする商品流通を検討する。

藩政時代、北幡地方には紙問屋はなく、製品は川舟で下流（中村）の問屋に輸送されるか、宇和島藩の問屋に搬出された。同地方に紙問屋が初めて進出したのは明治初年である。この頃南梅次商店と武林商店が中村から十川へと進出した。この内南梅次は同族である南与平とともに安芸郡安田町から幕末に中村へ進出し、林産物及びその加工品問屋を営んでいた新興商人であった。南梅次商店は十川で産地一次問屋として和紙を集荷した後中村まで輸送した。南与平

商店は産地二次問屋としてこれを荷受した後、大阪消費地問屋に移出したのである。十川に進出した南梅次商店は本格的な紙問屋であったが、他方武林商店は主として清酒醸造業を営んでおり、副次的に紙を中心とする林産物加工品も取扱っていた。この両商店は明治初期、すでに有力な商家として成長している。1881年（明治14年）の記録によると⁸⁾、同年大阪紙問屋に出荷された和紙価額は南商店1万6,700円、武林商店6,934円であり、両店の価額を合計すると、同年高知県のすべての紙問屋から大阪紙問屋に出荷された価額の1割を超している。特に全県下に名の知れ渡っていた紙問屋南商店の場合、明治後期には従業員20数名を雇用し、3店の支店・出張所に配置して、数百名の生産者と取引をしていた。生産者に対しては製紙原料を前貸するのみならず、困窮者に対する日常生活費もみそ、しょうゆ代として前貸を行ない、それらは製品納入時に差引いていた。製紙家は原料を一定自給するが、すでに原料生産農家と製紙家とは分化していた。原料価額は費用の圧倒的部分を占めており⁹⁾、製紙業者は次年度の原料を如何に確保するかが再生産のポイントであった。それが藩政時代から藩及び商人資本から製紙家への原料前貸が広く行なわれており¹⁰⁾、これが商人資本による生産者支配の要であった。南商店の場合も前貸用原料を一時保管するための、約1,000m² クラスの蔵5ヶ所を所有し、それらは常に製紙原料で満載されていたといわれる。商人資本は当然の事ながら村の経済的指導者層であった。しかし農村恐慌は商人資本にとっても大きな打撃であった。

商人資本への村税賦課額によって彼らの経済的力量の推移を見よう。表13に十川村商人資本の村税賦課額を示している。一人を除いてすべてが大野地区（現十川地区）に所在している。商人資本税賦課額が全十川村のそれに占める割合は1923年、20%を超していたが1934年には12.8%，1942年には1.7%となっている。また大野地区に限ってみると、商人資本の村税賦課額が大野地区のそれに占める割合は1923年には実に47.1%であった。しかし、1934年には30.0%へ、1942年には2.4%と減少している。また同村の村税賦課額者約580人中上位10人を職業別にみると、1923年（大正12年）には商業8人、医師2人であった。ところが1931年（昭和6年）には医師1人、商業はわずか4人へと半減

する。それに代ってはじめて農業が5人となり、上位10人の半数を占めるようになる。これは農民の経済的力量が向上し、商人を凌駕する様になった為ではなく、商人資本の力量が急速に衰退した結果であろう。

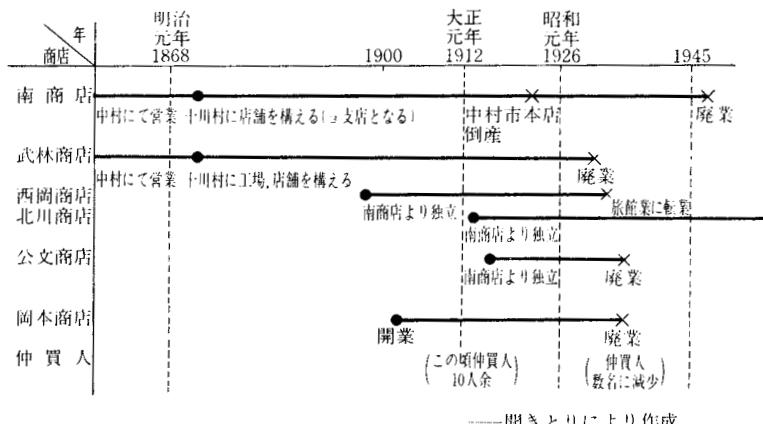
表13 十川村、林産物取扱商人の村税賦課額

	武林龜太郎	南梅次	南万次	北川寅次	西岡初次	岡本徳治
業態	①醸造業 ②紙問屋 ③雑貨商	①紙問屋 ②林産物問屋	①紙問屋 ②林産物問屋 ③雜貨商	①紙問屋 ②林産物問屋	①林産物問屋 ②雜貨商	①紙問屋 ②林産物問屋
所在、部落	大野	大野	大野	大野	大野	地吉
1923年(T12)	966.2 円	659.6 円	164.4 円	27.2 円	103.9 円	94.6 円
1926年(T15)	785.0	407.0	160.9	39.2	53.4	50.6
1928年(S3)	785.0	285.0	220.5	39.4	45.0	58.2
1931年(S6)	400.0	177.0	100.0	10.6	15.6	29.0
1934年(S9)	320.0	80.0	35.6	10.6	15.7	24.0
1942年(S17)	(54.6)	14.6	—	6.0	(12.4)	—

黒岩四郎吉	公文六郎	日高定男	合計	A	大野地区の商人の税賦課額	武林商店プラス南商店
					十川村村税賦課額総計	
①紙仲買人	①紙問屋	①紙仲買人	A		大野地区税賦課額	A
23.8 円	1.7 円	— 円	2,041 円	20.2 %	47.1 %	87.6 %
12.5	14.6	—	1,523	19.3	46.8	88.8
2.8	12.3	—	1,448	17.9	45.8	89.6
0.8	7.0	—	740	17.7	41.9	91.4
1.1	6.7	1.7	495	12.8	30.0	87.7
2.4	(1.2)	4.8	40	1.7	2.4	36.3

十川村村役場資料より作成、(カッコ内は問屋を発業した時期。)

図3 十川村紙問屋・仲買人一覧



——聞きとりにより作成

聞きとりにより作成

図3は十川村紙問屋、仲買人経営年次を示している。明治末から大正初期にかけて（1900年代から1910年代にかけて）紙問屋の数が最も増加した。彼らは南商店の従業員であり、分家独立したものであった。ところが昭和初期多くの問屋と専兼業の仲買人は転廃業しており、そのまま終戦時まで紙問屋を継続して営んでいたのは南商店、北川商店の2店のみであった。

商人資本の力量が低下した結果、商人資本の原料集荷力も低下した。従って生産者が独自に原料を仕入れる様になった。昭和初期鳥、地吉両部落の製紙家は、製紙原料生産地である幡多郡大方町産業組合から楮の大規模な共同仕入を開始した。またいくつもの小規模な共同仕入組織が部落単位、組単位でつくられた。これら生産者のとりくみはまた、商人資本の衰退に拍車をかけるものであった。

四、農村恐慌救済策と満州分村

1. 農村恐慌救済策と山村支配の再編

1932年（昭和7年）井上蔵相に代って高橋是清が蔵相に就任して以降、我が

国の財政政策は超緊縮財政から超膨張財政へと180度転換した。高橋財政は「たとえてみれば、軍事経済と時局匡救事業という二つの重い荷物を天秤にかついで、増税なしの赤字公債という細い丸木橋をわたる芸当のようなものであった」そして「まかりまちがえば、軍事インフレとファシズムの谷のなかに落ちることは必定であった¹¹⁾」公債費は8.1パーセントから一気に34パーセントへと増加した。市町村財政中の租税割合も減少し、代って公債、補助金が増加し、地方財政の国独資化が急速に進んだ。

高橋財政の国内政策の中で最も特徴的な政策とされるのは農村恐慌打開策である。高橋財政下で農村恐慌打開策として打出された政策は第一に時局匡救事業、第二に産業組合の拡充強化、第三に農山漁村経済更生計画であった。

時局匡救事業は1932年（昭和7年）から1934年（昭和9年）までの3ヶ年にわたって8億6,487万円が支出された。高知県でも同期間に538万円余が支出されており、これは歳出の10パーセントを超える部分を占めている。時局匡救事業の実体は救農土木事業であった。高知県の大部分の山村においても救農土木事業が行なわれた。この時十川村、昭和村で行なわれた時局匡救事業は林道の拡幅工事であった。十川村の場合、1932、33年の両年で約1万円の工事費が支出されている。大部分が労賃部分であり、賃労働が少ない同地域にあって、山村の農民に一時的な賃労働の機会を与えたが、わずか2・3年だけで打ち切られた事業であって、これによって山村の農民の負債が解消されるにはほど遠かった。その点で我が国の時局匡救事業は一時的応急的なものでありアメリカのニューディール政策とは性格を異にした。

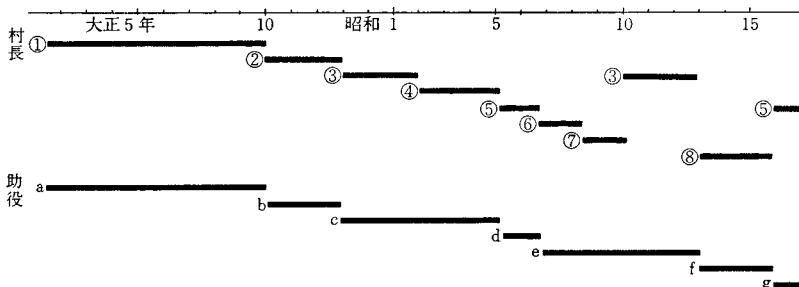
時局匡救事業とともに農山漁村経済更生計画が農村恐慌打開策として打ち出された。経済更生指定村となると村は経済更生計画を策定する。高知県では1932年（昭和7年）から1937年（昭和12年）までの間に109町村が指定され、北幡地方の山村もすべて指定を受けている。昭和村では1935年（昭和10年）、十川村は1937年（昭和12年）であった。経済更生計画に関しては、当初の県議会で「行詰ッテ居リマス所ノ農村ト云フモノガ、僅カ三ヶ月ヤ四ヶ月、五ヶ月ヤ半年デ、ソソナ短期月ノ間ニ於テ出来マシタ計画案ニ依ッテ、真ニ更生ガ出

来ルモノデアリマスナラバ一体皆ガ何ヲ苦シミマセウ¹²⁾」という意見が出たのは当然であり、大半の計画は有名無実なものが多かった。しかし軍事ファシズムの下に国内統合を果たす上で、この政策はきわめて安上がりで有効な政策であった。高知県でも、「県下経済更生指定町村 百九町村中、村経済更生委員会、部落更生会の組織をもちらながら有名無実だったり内部組織の確立をみてゐないものがある」として、1937年（昭和12年）からは一層の組織整備を行ない「村更生委員会には役場、農会、産組、学校が融合一体となり、統制部は役場、生産部は農会、経済部は産組、教化社会部は学校がそれぞれ担当¹³⁾」するとされた。生産、経済部に関しては十川村の場合産業組合が事業を拡大させ、養蚕組合、木炭組合などをその傘下に入れた。また出荷場、倉庫などの共同利用施設が補助金も支出されて建設された。農会も専門技術員が新たに雇用され再建された。しかしすでに検討した様に、これらの施策は農業所得を向上させ農家負債を解消させるまでには至らなかった。例えば1940年（昭和15年）においても、十川村井崎部落では一戸当たり約600円の負債をかかえていた¹⁴⁾。

農村経済更生運動は農村恐慌期動搖した部落支配機構を再編成する事を目的とした国家主義的・社会運動であるが、従来の研究では、農村恐慌→地主制支配に依った村組織の動搖→経済更生運動によって新たな中堅人物の創設→軍事ファシズムによる村支配の貫徹、というシェーマが描かれて来た。しかし高知県の山村は総じて、地主制支配の基盤がなく、かつ商品化が高度に展開し、村の構造もフラットであった。十川村の場合も、商人資本が流通過程を通していわば部落の外から1人ひとりの農民と関係しているのであり、彼らの支配は部落組織や村政内部に及んでいなかった。さりとて、農村恐慌は村支配構造に影響を及ぼさなかった訳ではない。むしろより一層鋭い動搖を与えた。

図4は十川村の村長、助役の各就任期間を示している。大正期にはそれぞれ任期（3年）を全うするか、数期にわたって村長職を継続して務めている。ところが昭和初期の村長は、いずれも任期半ばにして職を離れている。特に1930年（昭和5年）から35年（昭和10年）のわずか5年の間に3人の村長が交替している。職業はいずれも農業であった。村長職を兼務する事を許さないほど、

図4 十川村村長・助役就任期間



十川村役場資料より

農家経済が悪化したものである。農村恐慌が山村政治体制に与えた影響は、村政の根幹を揺るがすものであった。それ故、この時期における同村の農村運動は国家主義的「思想動員」・「目標」を与え、村のリーダー層を活性化させ、村のトップ層を確立させる必要があった。

同村は昭和恐慌期において、目だった農民運動は見られなかった。しかしそれは山村の政治風土が保守的である事を意味しない。1937年総選挙では、同地方の選挙区（高知第二区）から社大党候補者が第一位で当選している。十川、昭和村でも、社大党は政友会を抜き、民生党に次いで第二位の得票（21%）を得ている。高知県山村のこの様な政治風土は、支配体制にとっても驚異であったことは疑いない。

2. 満州分村と山村社会の危機

経済更生運動は戦時体制下に入ると皇国農村確立運動へと引き継がれた。戦時体制下農政の第1の任務は言うまでもなく戦時食糧増産運動であった。第二は兵士供給源としての農村の構造問題であった。すなわち兵士を供給し、担い手を失なった農村の崩壊をくいとめ、併わせて専業的な“適正規模農家”を育成し、それを中核とする“標準的農村”を建設して、名実ともに“東亜の盟主”たりうる様な農村に改造しようとする、野心的で超現実的、強権的な農政であった。それ故、皇国農村確立運動は軍部の植民地経営政策と容易に結合さ

れ、満州分村政策と一体のものとして提起された。皇國農村確立と満州分村とは「同義異語」¹⁵⁾であるとも言われた。満洲分村のねらいは、1. 滿洲国を“大東亜建設”の躍進台となる様に、植民地経営を行なうこと、すなわち“満州国”に対する軍事作戦的移民、産業政策的移民、イデオロギー政策的移民、というねらいとともに、2. 国内の零細規模農家を移民させ、国内農業の構造問題を解決する、というねらいをもっていた。

高知県は戦時体制下の政策担当者にとって、全国有数の構造問題を有する県であり、それゆえ、画一的政策の下では格好の満州分村推進県であった。高知県の場合、全農家中に占める5反未満農家の割合が、全国平均を大きく上回る事は既述したところである。彼らにとって高知県は東山・東北などとともに、満州移民者の対人口比は全国有数の高水準であるべきであったし、事実そうだった。

1932年（昭和7年）第一次武装移民団の入植で始まった満州分村政策は、1937年（昭和12年）以降、分村・分郷移民が具体化し、急速に農業移民が増加した。そして、5反未満經營農家の約半数である100万戸を、むこう20ヶ年の間に移民させるという“100万戸移民計画”が、この年に提起された。分村計画は、「町村更生の根本問題から出発するもので、経済更生計画と表裏一体となるものでなければならない」¹⁶⁾とされたが、北幡地方においても、「分村移民が村全体の経済更生計画の中核的事業」として位置づけられていた。

北幡地方に最初に移民が実行されたのは1937年（昭和12年）幡多郡津大村（現西土佐村）出身の大佐宮地久衛氏が満州移住協会の職員らと来高し、十川村などで説明会を行なって、第一回先遣隊を決定し、派遣された事に始まる。当時は“満州に幡多村”を建設するとされ、満州は「永久無肥料の理想郷」¹⁸⁾であると宣伝された。しかし、北幡4か村（昭和村を除く）が満州分村特別指導郡に指定されたのは、もっと遅く1942年（昭和17年）であった。分村に指定されると、全国標準農家の經營面積と、当該村における經營規模とを比較し、分村後における、母村の“農業經營規模ノ適正計画”を作成する。十川村の場合の将来計画は田3反、畠5反、山林10町であった。そして、この事を実現す

ることこそが、皇國農村を建設する事であり、「満州分村並ニ母村整備ニ寄與シ更生ノ実ヲ挙ゲ高度国防國家建設」¹⁹⁾を行なう事とされた。しかし同村における農家は耕地に依存した商品生産が、広く行なわれていない事は既述した通りである。耕地に依拠しない林産物加工業が主たる生業であり、その事によって村経済を支えて来たのである。その事は村民が最も承知している事であり、耕地面積の広狭を云々され、まして5反以下經營を画一的に移民させようとする政策は同村の村民を充分納得させるものではあり得なかった。それ故、分村を行なうためには強制が必要であった。警察権力を動員した強制と、村落共同体による強制であった。

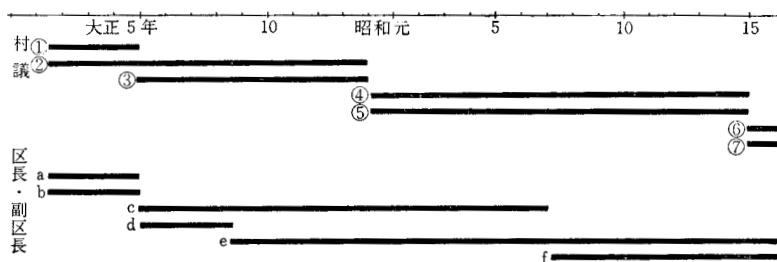
十川村六部落では郡、村における計画が決定され、あとは部落における人選を行なう事のみとなった。1942年（昭和17年）12月以降集中的に部落総会が行なわれた。K部落では区長から「満州國ハ我が日本が大陸ノ生命線ニ確保スル上ニ於イテモ、又食糧ノ自給自足ノ立前カラモ、日滿親善、帝國ノ重責ヲ果ス上ニ於イテモ、日滿提携ナクシテ国土ノ防衛ハ出来ナイ重要ナルトコロ……」であり「此ノ如ク田地少ナキ村落ニ於テハ分村ノ趣旨ニ賛同シテ、皇國農村指定村ト併行シテ適正規模農家建設ニ努力スル為ニ、一段ト協力ヲ御願イシタイノデアリマス」²⁰⁾と述べた。ここには自らの言葉ではなく、拓務省の役人の言辞を、部落構成員にそのまま口移ししたにすぎなかった。すでに先遣隊から満州移民の厳しさは村民に伝わっており、当初のバラ色のビジョンは通用せず、あとは強制の手段しかなかった。

I部落の例を見よう。I部落でも区長、組長などからなる選出委員によって、村から部落割当された人数が各組（小字）に割当られ希望者がつのられた。希望者によって割当が満たされた組は1組のみであり、他の4つの組に関しては希望者はなく、選挙によって決定された。投票結果に対しては、総会で全員を納得させる理由がなければ決定を変更する事はできないという決めも行なわれた。自ら進んで移民団に加わった人には最大限の賛辞が送られた。大多数の人は総会決定という強い圧力に屈した形で同意した。紛糾した総会には警察官も同席した。J部落の場合は総会での選挙という方法をとらず、くじ引

きという方法がとられた。くじ引きで決定されても拒否した人もいたが、この様な人に対しては、配給の支給などで部落からさまざまな差別的取扱いが行なわれたケースもあったと言われる。

移民団の構成員は、二、三男層とその家族、零細土地所有者等が、選出対象とされたが、必ずしも困窮者のみが選出されなかった。村税賦課額構成の中でも、中位以上の賦課額者も存在した。この事は同村商品生産のあり方と、耕地条件を考慮すると当然の事であるが、村の有力者が移民団の中心に据わらなければいけないという事情もあった。事実元村長、区長などの有力者とその家族が移民団に加わった。部落の有力者が進んで移民団に加わった部落は比較的選出がスムースに運んだ。図5に示したのはK部落の区(副)長と村議の任期である。

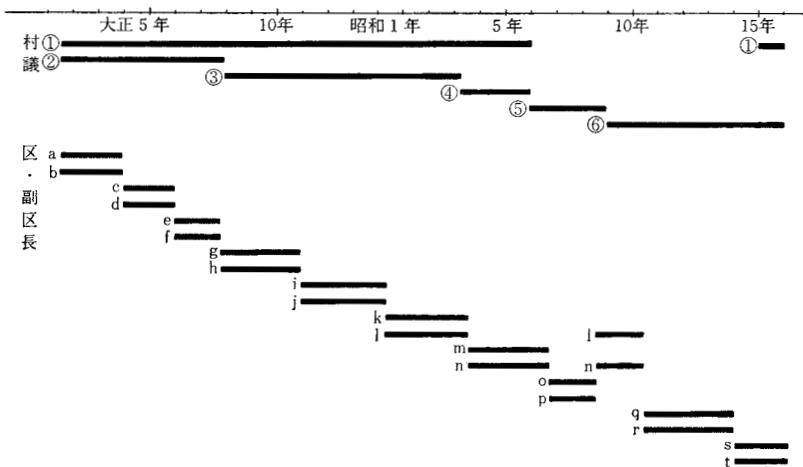
図5 K部落選出村議・区(副)長就任期間



十川村役場資料より

る。K部落の場合大正中期以降、数名の有力者が議員、区(副)長をつとめており、彼らとその家族が移民団に参加した。従って他の部落ほどの混乱は、選出時には無かった。ところが、図6に示した様に区長、議員が常に交代し、部落のリーダー格が不在であったJ部落の場合、移民を提起した側の区長、組長、議員も進んで参加しようとしなかったため、選出時は大いに紛糾したといわれる。しかしいずれの部落も、村落共同体による強制と国家権力の強制によって、重苦しい零団気の中で選出が行なわれた。それは村の解体を自らの手で行なうに等しい、村の自殺行為であった。

図6 J部落選出村議・区(副)長就任期間



十和村役場資料より

高知県7千人余の移民団の内2千人余が死亡しており、生存者も生死の境を迷った末の帰郷であった。中でも北幡地方の満州分村はすでに日本の敗戦が決定的となりつつあった時期の、しかも満州最北地への分村であったために悲惨であった。高知県市町村別移民団の死者数の中で十川村は最も多い。満州分村は、移民した人にも残った人にも深い傷となつた²¹⁾。

まとめ

経済更生運動は戦時体制下、皇國農村確立運動へと継承され、それは満州分村政策と一体のものとして提起された。満州分村政策は、特に特別指定村とされた郡・村は、零細經營規模の農家を多く抱えた山村が多かった。農村恐慌救済策からの帰結は、“満州分村”を名目とした、山村の解体でしかなかった。満州分村は一部の論者が指摘する様に、農村経済更生運動→中堅人物の育成→農村の軍事ファシズム体制への包摂→満州分村、という“戦時国独資体

制の必然的なコース”ではなかった。とりわけ満州分村は農村の自発的意思ではなく、警察権力と部落共同体による強制によるものであった。村にとって残酷であった事は、満州分村＝村の解体を、最終的には自らの手によって決定せざるを得なかった事であった。軍事ファシズム体制は、村間、村内の対立・競争を利用して移民を促進させ山村を解体させたのである。

満州分村が山村社会にとって、決して必然性を有するコースでなかった事は、商品生産に関しても言える事である。昭和恐慌は山村に対して鋭い衝撃を与えたが、それに対して農民は懸命の反撃を行なった。それは新しい商品作目の導入や新しい原料仕入方法、共同販売方法の模索であった。耕地が少なく、また商品生産への依存度の強い山村では、ふるくからさまざまな農林産物加工業が展開してきた。恐慌期における山村経済の低迷、そこからの脱却のため新しい商品作目を選択する試みは、山村の民が永年商品化してきた多くの農林産物加工業の中から選択した、農民自身の手による“選択的拡大の道”であった。

戦前期農政の一つの帰結であった皇国農村確立運動＝満州分村政策は、山村経済の内発的発展の道への模索を、強権的に圧殺するものであった。満州分村は、村を出た人にも、村に残った人にも深い傷となった。しかし十和村の優れている点は、戦前期、軍事ファシズムによって一度は圧殺された内発的発展の道を、戦後一早くレールを敷き直して歩み始めた事である。生産力の点では同村は、和紙、木炭に代ってしいたけ生産を急成長させ、全国有数の産地となっている。しいたけ生産は、ふるくから行なわれ、商人資本によって流通が担われてきたのであるが、戦後農協を中心とした共販が展開した。これもやはり耕地に依存せず、落葉広葉樹を広く活用した林産物加工業であった。同村において地域の条件に合った生産を、戦後においても再建する事が何故できたのか。同村農民と農民諸組織、自治体の主体的力量もあろうが、本稿でもふれた、農民層分解の不徹底＝戦前からの均一的構造をもつ小経営の広汎な残存、という点を指摘したい。政治的・社会的な側面においても同村では、満州分村の悲惨な体験を肥にして、自発的な社会運動が活発である。地方自治体も四万十川ま

つりなどの諸行事を企画し、村の活力を再生させるためのとりくみを行なっている。1982年（昭和57年）の村の調査では、村在住青年の70パーセント以上がUターン青年で占められ、若者が定着する村となっている。戦後、国家独占資本主義体制の下で、山村のスクラップ化が進んでいる今日、同村が歩んできた道すじは重要な点を示唆するものである。

(注)

- 1) 森 武磨「日本ファシズムの形成と農村社会運動」歴史学研究 1971年10月
高橋泰隆「日本ファシズムと農村経済更生運動の展開」土地制度史学65号 1974年10月
西田美昭「農地改革の歴史的性格」歴史学研究 1973年11月
坂根嘉弘「協調体制の歴史的意義」「小作調停法体制の歴史的意義」日本史研究224、233、1981年4月、1982年1月
岡田知弘「経済更正運動と農村経済の再編 経済論叢129巻6号 1982年6月
- 2) 山田勝次郎「米と繭の経済構造」1942年3月 岩波書店
中村政則「近代日本地主制史研究」東大出版会 1979年5月
- 3) 成田潔英「日本紙業総覧」1937年 王子製紙、「現代日本産業発達史、XII、紙パルプ」日本経済評論社 1967年11月
- 4) 清水 泉「土佐紙業史」高知県和紙協同組合連合会 1956年3月 P245
- 5) 高知県議会議事録 1932年12月3日 楠目善勝議員発言
- 6) 中村 勝「市場の語る日本の歴史」'80年9月20日 そして、P250
- 7) 山村型和紙、平場型和紙の位置づけと、高知県和紙業の発展過程に関する研究は、
西沢弘順「高知県における製紙業の発達」高知市政研究第7号、1962年3月、及び
「産業資本確立期における和紙業の展開」社会経済史学、第25巻6号、1960年3月、
がある。
- 8) 大阪紙問屋三番組編「三番組沿革誌」1937年1月、附表
- 9) 横川末吉「伊野町史」(1973年11月)では近世における紙業経営の収支分析を行な
っている。楮草支出に原料代の80%を占めていた。P372
- 10) 関田英里「『平紙』の発展と『諸郡紙』の成立」(土佐史談100号1961年6月)では和紙の専売制がくずれる過程における藩の政策を、「藩の商人化」としている。
- 11) 宮本憲一「昭和恐慌と財政政策」(講座日本資本主義発達史論III 日本経済評論社、
1968年12月) P200
- 12) 高知県議会議事録 1934年12月5日
- 13) 朝日新聞高知版 1937年2月6日

- 14) 井崎部落総会議事録 1940年度綴
- 15) 辻 清「指導者の問題」開拓 5巻下 1941年 P16
- 16) 同刊行会発行「高知県満州開拓史」 1970年6月 P46
- 17) 田中 全「太平洋戦争下の満州分村移民—高知県幡多郡の例」 ヘルメス27号 19
76年3月 P161
- 18) 朝日新聞高知版 1937年11月28日
- 19) 十和村教育委員会「万山十川開拓団史資料集」 1981年3月 P16 十川村満州分
村計画実践規則
- 20) 「同資料集」 P24
- 21) '83年高知市空襲展では十川村満州分村関係資料が展示され、その一つひとつが
多くの高知県民の心を打った。またその事を契機として、十川村満州分村が広くマス
コミでも取上げられた。